

福井市 定期予防接種実施要領 新旧対照表

改正後		現行																					
(目的)第1条 (略) (定期予防接種の対象者等) 第2条 (略)		第1条 (略) (定期予防接種の対象者等) 第2条 (略)																					
表1		表1																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象疾病</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4種混合</td> <td>1期初回</td> <td>生後2月から生後90月に至るまでの間にある者</td> </tr> <tr> <td>1期追加</td> <td>生後2月から生後90月に至るまでの間にある者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象疾病		対象者	4種混合	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象疾病</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">4種混合</td> <td>1期初回</td> <td>生後3月から生後90月に至るまでの間にある者</td> </tr> <tr> <td>1期追加</td> <td>生後3月から生後90月に至るまでの間にある者</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象疾病		対象者	4種混合	1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	1期追加	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	(略)		
対象疾病		対象者																					
4種混合	1期初回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者																					
	1期追加	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者																					
(略)																							
対象疾病		対象者																					
4種混合	1期初回	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者																					
	1期追加	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者																					
(略)																							
2 (略)		2 (略)																					
表2		表2																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象疾病</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん予防 (ヒトパピローマウイルス感染症)</td> <td>① ② 略 ③ <u>組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(シルガード®)を接種する場合</u> <u>2回目:1回目の接種から1月以上の間をおく</u> <u>3回目:2回目の接種から3月以上の間隔をおく</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象疾病	対象者	(略)		子宮頸がん予防 (ヒトパピローマウイルス感染症)	① ② 略 ③ <u>組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(シルガード®)を接種する場合</u> <u>2回目:1回目の接種から1月以上の間をおく</u> <u>3回目:2回目の接種から3月以上の間隔をおく</u>	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象疾病</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス感染症)</td> <td>① ② 略</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象疾病	対象者	(略)		子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス感染症)	① ② 略	(略)							
対象疾病	対象者																						
(略)																							
子宮頸がん予防 (ヒトパピローマウイルス感染症)	① ② 略 ③ <u>組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(シルガード®)を接種する場合</u> <u>2回目:1回目の接種から1月以上の間をおく</u> <u>3回目:2回目の接種から3月以上の間隔をおく</u>																						
(略)																							
対象疾病	対象者																						
(略)																							
子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス感染症)	① ② 略																						
(略)																							

※1 接種回数を決定するに当たっては、次のとおり。

(1)～(3) 略

(4)第1回目の接種時に12歳となる年度の属する初日から15歳に至るまでの間にある者に対して組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(シルガード®)の注射を行う場合には、以下の方法によることを可能とすることとする。

・組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン(シルガード®)を5月以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする方法。

第3条～第9条 (略)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

※1 接種回数を決定するに当たっては、次のとおり。

(1)～(3) 略

第3条～第9条 (略)

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。